

宜野湾市まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要等について

1. 宜野湾市まち・ひと・しごと創生総合戦略の位置づけ

(1) 宜野湾市まち・ひと・しごと創生総合戦略

国は、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、将来にわたって活力ある日本社会を維持するため、平成 26 年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、地方創生に取り組んできた。

国においては、これまで取り組んできた施策の検証を行い、地方創生の目指すべき将来、目標や施策の方向性を定めるため「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）」及び「第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方創生を更に加速させていく動きがある。

本市においても、同法第 10 条に基づき、住民が安心して生活を営める地域社会の形成を目的として「しごと」と「ひと」の好循環をつくるため、「宜野湾市人口ビジョン」（以下、「人口ビジョン」という。）を改定し、「第二期宜野湾市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「総合戦略」という。）を策定する。

人口ビジョンは、本市の人口の現状分析及び将来展望に必要な調査分析の結果等を踏まえ、人口に関しての本市の目指すべき将来の方向性及び 2060 年までの将来展望を描くものである。

総合戦略は、人口ビジョンで示した本市の人口の現状と将来展望を踏まえ、今後 4 年間の目標や施策の基本的方向性、具体的施策、客観的指標をまとめた計画である。

(2) 対象期間

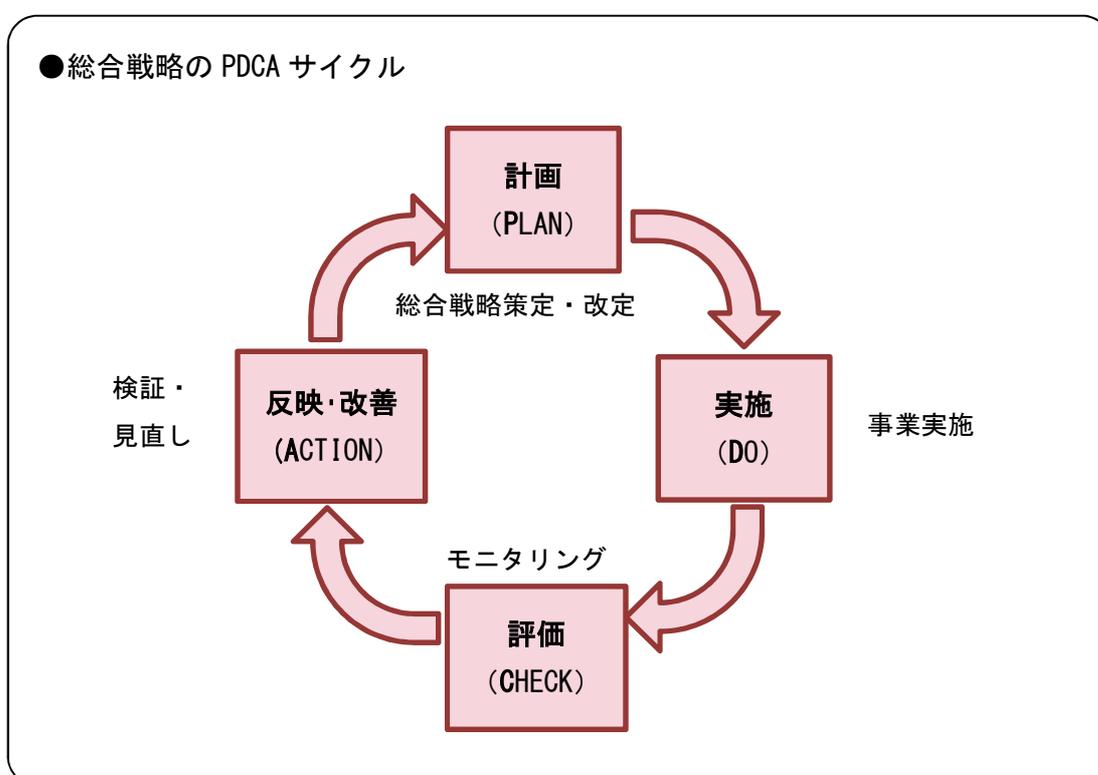
総合戦略の対象期間は、令和 3 年度～令和 6 年度の 4 年間とする。

(3) 推進・検証体制

総合戦略の推進においては、市民や自治会、市民団体、企業、教育機関、行政など多様な主体との協働により、各施策の取り組みを進めていくものとする。

総合戦略を効果的なものとするため、PDCAサイクルを導入し、その進捗を基本目標に係る数値目標や、具体的な施策に係る重要業績評価指標（KPI）の達成度を検証し、改善を行う。その際、効果検証の客観性を担保するため、外部有識者等を含む検証機関を設置する。なお、当該検証機関による検証にあたっては、必要に応じ住民からの意見聴取等を行うことや、総合戦略の見直しの提言を行うことが考えられる。

また、検証機関による検証に加え、施策の効果等について議会からの意見等も踏まえ、必要に応じて改定するものとする。



2. 前提条件の整理

(1) 宜野湾市人口ビジョンの概要

宜野湾市総合戦略は、宜野湾市人口ビジョンで示した「将来展望」の実現に向けて、講ずべき施策等を定めるものである。ここでは宜野湾市人口ビジョンの概要を以下に整理する。

●宜野湾市における人口の現状

- ・人口は増加傾向にあるものの、少子高齢化が進行。出生数はほぼ横ばいで推移しているが、死亡数は緩やかな増加傾向にあり、自然増加数は縮小傾向。
- ・合計特殊出生率は1.95で全国平均の1.43よりも高いものの、人口置換水準（人口を長期的に一定に保てる水準）の2.07には達していない。年少人口の減少、晩婚化と未婚化の進行、離別率の上昇等で、自然増加数は更に減少する恐れ。
- ・大学等への進学に伴う若年層の転入が見られるが、卒業時に男性は県外へ転出超過。
- ・子育て世代と思われる30～40代がこれまでの転出超過から転入超過に転じている。

●仮定値による将来人口推計

- ・現在の状況が持続すると、2035年をピークに人口が減少。
- ・合計特殊出生率が2.10に上昇し、かつ人口移動が均衡した場合でも、2050年をピークに人口が減少。

●西普天間住宅地区跡地に関する仮定

- ・西普天間住宅地区跡地について『拠点返還地隣接地区(インダストリアル・コリドー地区)に係る跡地利用基本方針策定基礎調査業務委託報告書』に基づき、令和12年(2030)時点で1,217人を加算する。

●宜野湾市の土地利用

- ・宜野湾市は市域のほぼすべてが市街化区域で、人口密度が約71.4人/haと高い。
→基地跡地利用が実現しない限り、外部からの転入促進・産業誘致等の用地確保が難しい。

●対応の考え方

<自然増減>

次世代を支える子どもを増やすことで、人口の自然増を支える。

<社会増減>

人口流出抑制により、人口の社会移動の均衡を図る。

●目指すべき将来の方向性

合計特殊出生率が人口置換水準を超える2.10を実現し、更に、子育て世代の転入と転出の均衡を図る。

<自然増減>

子育て環境の充実や、結婚・出産・子育てをしやすい職場環境・雇用条件の改善等により、人口置換水準（人口を長期的に一定に保てる水準の2.07）を超える2.10を実現し、人口の自然増の持続を図る。

<社会増減>

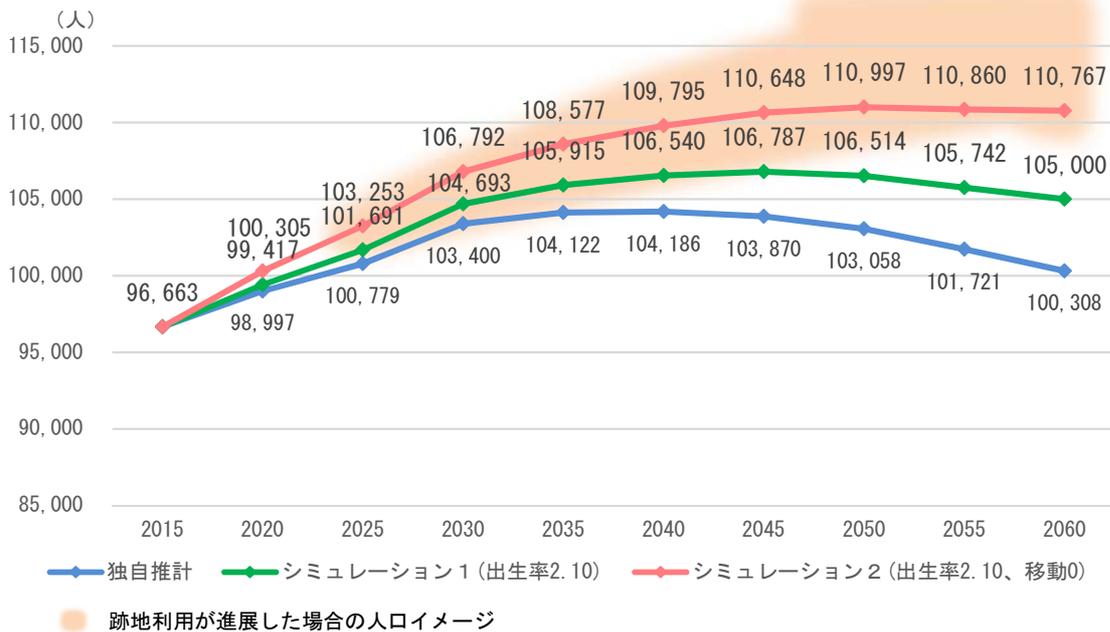
子育て環境の充実や、職場環境・雇用条件の改善等により、子育て世代である30～40代の転入超過を維持し、人口の転入・転出の均衡を図る。



●人口の将来展望

上記の「目指すべき将来の方向性」により、2060年には人口約110,800人となる。

なお、下記の人口シミュレーションは、平成27（2015）年の国政調査人口を基準に推計しており、令和2年6月時点において、人口10万人に到達しているため、宜野湾市まち・ひと・しごと創生総合戦略における各施策による効果が反映していると考えられる。



※上記のシミュレーションの詳細については、宜野湾市人口ビジョン2020（2）将来人口の推計を参照。

※既存の市街地に収容しきれない人口は、駐留軍用地跡地に収容することが考えられる。なお、跡地利用そのものが、人口の社会移動を呼び込むことにつながると考えられるが、現時点では、普天間飛行場等の跡地利用計画等が具体化していないため、跡地利用を前提とした人口の将来展望は、跡地利用計画の進捗を踏まえ、次期計画策定時に改めて設定する。

(2) 宜野湾市関連計画の概要

宜野湾市総合戦略の策定にあたり、整合する必要がある「総合計画」及び関連する主な各種計画について抜粋し、以下に整理する。

○第四次宜野湾市総合計画後期基本計画

[将来人口]

- ・令和6年(2024)年に10.5万人(住民基本台帳)

[基本目標]

- ・目標1：市民と行政が協働するまち
- ・目標2：健康で、安心して住み続けられるまち
- ・目標3：文化を育み、心豊かな人を育てるまち
- ・目標4：地域資源を活かした、活力あるまち
- ・目標5：安全・快適で、持続的発展が可能なまち
- ・目標6：平和をつなぎ、未来へ発展するまち

○市民協働推進基本指針

[基本理念]

協働による「誇りと愛着の育まれるまちづくり」の実現
～宜野湾市だからこそできる、住んで良かったと思えるまちづくり～

[施策指針]

- ・市民参加の推進
- ・協働の主体の育成・支援
- ・協働による取り組みをやすくするための環境整備
- ・本指針・施策の評価・見直し

[協働の定義]

市民、自治会、NPO、ボランティア団体、市民団体、企業、教育機関、行政などが、地域や社会の課題解決に向けてお互いの持っている良いところや特性を持ち寄って、お互いの可能性を高めながら一緒に取り組む。

○第2期宜野湾市子ども・子育て支援事業計画

[基本理念]

- ・子どもが、親が、地域で生きる喜びを実感できるまち ぎのわん

[基本目標]

- ・教育・保育と子育て支援の質の向上と安定的な提供
- ・切れ目のない子どもの健やかな育ちの支援
- ・子育てしやすい社会環境の整備

○第3次宜野湾市男女共同参画計画～はごろもぷらん～（改訂版）

[基本理念]

性別や世代を越えて共に輝く男女共同参画都市ぎのわん

[基本方針]

- ・男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発の推進
- ・互いの性や人権等を尊重する平和な社会の実現
- ・DV（配偶者等からの暴力）等の根絶に向けた取り組みの推進
- ・男女がともに能力を発揮するための意識と環境づくり

○第二次宜野湾市産業振興計画

[基本理念]

ヒト・モノ・情報が集まる 賑わいあふれ 活気のある 自立した経済の都市

[基本方針]

1. 企業が育つ活力あるまちづくり
2. 賑わいを生み出すまちづくり
3. 産業基盤の充実
4. 地域資源と人材の育成・活用

○宜野湾市健康増進計画 健康ぎのわん21（第2次）

[めざす姿]

全ての市民が心身ともにいきいきと暮らせる都市

[基本目標]

- ・健康寿命の延伸に向けた取り組みの推進
- ・働き盛りの健康増進と早世の予防

○宜野湾市教育振興基本計画

[基本理念]

学び合い、未来を切り拓く人材の育成

[基本方向]

- ・生きる力を育む“ひとづくり”
- ・学校に関わる人たちが活動をとおしてつながる“学校づくり”
- ・地域が学びをとおしてつながる“まちづくり”

(3) 国・県の総合戦略の概要

宜野湾市総合戦略の策定にあたり、勘案する必要がある国の総合戦略及び県の総合戦略について以下に整理する。

●国の総合戦略

○目指すべき将来

- ① 将来にわたって「活力ある地域社会」の実現
- ② 「東京圏への一極集中」の是正

○基本方針 2020 の主要事項

- ① 地域経済・生活の再建
- ② 新たな日常に対応した地域経済の構築と東京圏への一極集中の是正
- ③ 結婚・出産・子育てしやすい環境の整備
- ④ 総合性のある具体事例の創出
- ⑤ 地域の実情に応じた取組に対する国の支援等

○第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略の目標

基本目標① 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする

- ・ 地域の特性に応じた、生産性が高く、稼ぐ地域の実現
- ・ 安心して働ける環境の実現

基本目標② 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる

- ・ 地方への移住・定着の推進
- ・ 地方とのつながりの構築

基本目標③ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- ・ 結婚・出産・子育てしやすい環境の整備

基本目標④ ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

- ・ 活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保

横断的な目標 1 多様な人材の活躍を推進する

- ・ 多様なひとびとの活躍による地方創生の推進
- ・ 誰もが活躍する地域社会の推進

横断的な目標 2 新しい時代の流れを力にする

- ・ 地域における Society 5.0 の推進
- ・ 地方創生 SDGs の実現などの持続可能なまちづくり

●沖縄21世紀ビジョンゆがふしまづくり計画（沖縄県まち・ひと・しごと創生総合戦略）

○施策体系

基本施策1 自然増を拡大するための取組（安心して結婚・出産・子育てができる社会）

- （1）結婚・出産の支援の充実
- （2）子育てセーフティネットの充実
- （3）女性の活躍推進
- （4）健康長寿おきなわの推進

基本施策2 社会増を拡大するための取組（世界に開かれた活力ある社会）

- （1）雇用機会の拡大
- （2）稼ぐ力の向上と地域産業の競争力強化
- （3）UJIターンの環境整備
- （4）交流人口の拡大
- （5）関係人口の創出・拡大

基本施策3 離島・過疎地域の振興に関する取組（バランスのとれた持続的な人口増加社会）

- （1）定住条件の整備
- （2）特色を生かした産業振興
- （3）Uターン・移住者の推進

横断的な施策 持続可能な地方創生を推進する取組

- （1）人材を育て、活躍を支援する取組
- （2）企業版ふるさと納税等の推進
- （3）新しい時代の流れを力にした取組

3. 基本的な考え方

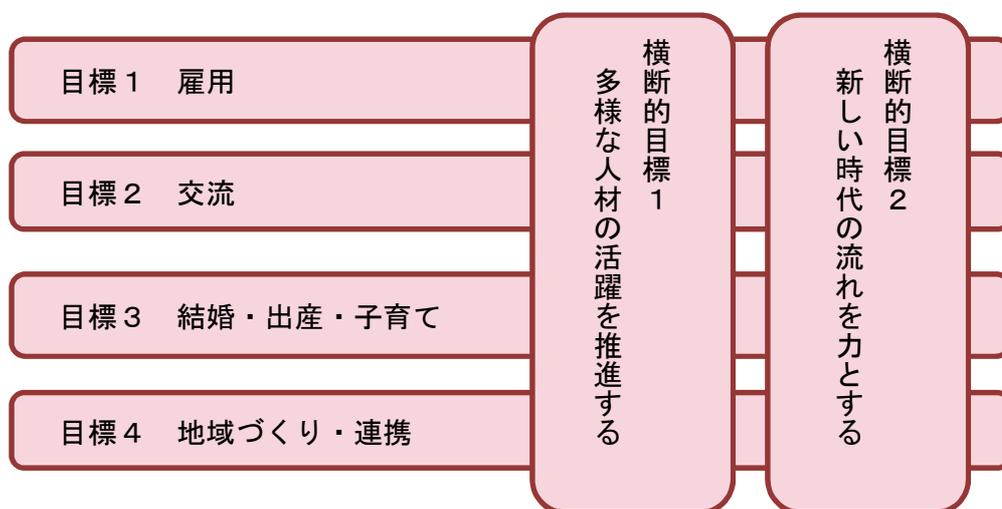
(1) 基本的な考え方

本市において、平成 27 年 3 月に返還された西普天間住宅地区を除き、大規模な駐留軍用地の跡地利用計画や、跡地利用が可能となる時期が明確になっておらず、当面の間は、外部からの転入促進や企業誘致のための用地確保などが難しく、大規模な施策の展開が難しい状況にある。

そこで、まずは地方創生の担い手となるひとづくりを行い、身近な所から施策を展開することとし、基本的な考え方を以下の通りとする。

●宜野湾市総合戦略の基本的な考え方

本市の総合戦略においては、国の総合戦略における基本目標を勘案し、取り組みを「雇用」「交流」「結婚・出産・子育て」「地域づくり・連携」の4分野に区分し、まち・ひと・しごと創生基本方針 2020 に基づき、2つの横断的な目標を掲げ、施策を推進する。



(2) 基本目標

国の総合戦略における基本目標を勘案し、4つの基本目標及び2つの横断的な目標を以下の通り定める。

| | | 宜野湾市 | | 国 | |
|--------------------|--|--------------------------------|--|--------------------------------|--|
| 分野 | 基本目標 | 横断的な目標 | 基本目標 | 横断的な目標 | |
| ①雇用 | 基本目標① 魅力ある人材と産業を育成し安定した雇用を創出する | 多様な人材の活躍を推進する 新しい時代の流れを力とする | 基本目標① 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする | 多様な人材の活躍を推進する 新しい時代の流れを力とする | |
| ②交流 | 基本目標② 観光・コンベンションで多様な人との出会いと交流を促進する | | 基本目標② 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる | | |
| ③結婚・ 出産・ 子育て | 基本目標③ 市民の希望実現に向け安心して結婚・出産・子育てができる環境を整える | | 基本目標③ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる | | |
| ④地域づくり・ 連携 | 基本目標④ 市民が健康で安心して住み続けられる、時代に合った都市をつくる | | 基本目標④ ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる | | |